

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」 及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

1 岩手県保健医療計画（R6-R11）の構成

章	項目	主な記載内容
1	計画に関する基本的事項	計画策定の趣旨、性格、期間
2	地域の現状	県民の健康と受療の状況、医療提供施設と保健医療従事者の状況
3	保健医療圏（医療圏）及び疾病・事業別医療圏、基準病床数	保健医療圏、疾病・事業別医療圏、県境における医療連携体制、基準病床数
4	保健医療提供体制の構築	
①	患者の立場に立った保健医療サービスの向上	医療安全、医療相談、医療情報提供
②	良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進	5 疾病・6 事業及び 在宅医療 、地域医療構想、外来医療計画、医療連携における歯科医療
③	保健医療を担う人材の確保・育成	医師確保、薬剤師確保
④	地域保健医療対策の推進	障がい児・者保健、歯科保健、医療に関する情報化
⑤	保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	健康づくり、地域包括ケア、医療費適正化
5	医療連携体制構築のための県民の参画	地域医療を支える取組（適正受診）
6	東日本大震災津波からの復興に向けた取組	被災地におけるこころのケア
7	計画の推進と評価	ロジックモデルを活用した数値目標の設定
地域編	保健医療圏ごとの取組の方向	地域における医療連携体制の重点課題への対応

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」 及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

2 在宅医療について

○ 検討事項

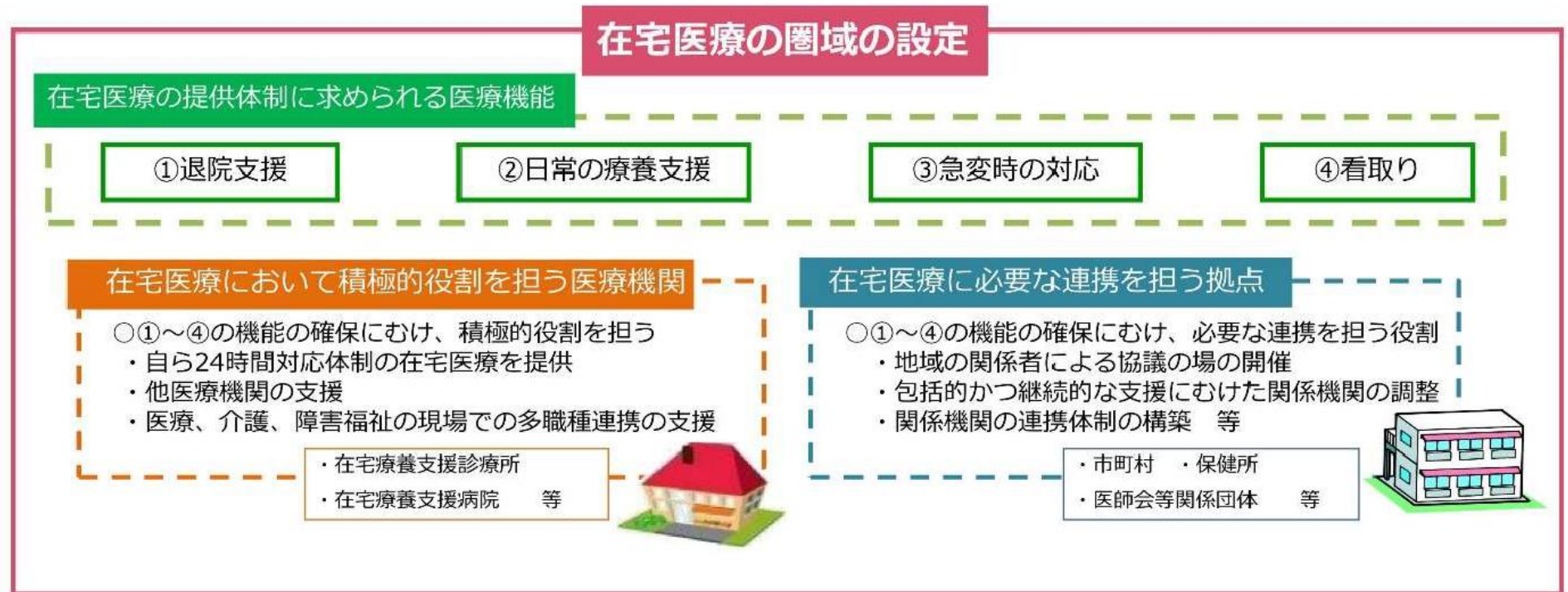
(1) 在宅医療圏の設定

在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）を明確にして設定（現在は二次医療圏単位で設定）

(2) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

(3) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

圏域内に少なくとも1つは位置付け



「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」 及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、医療や介護、障害福祉の**現場での多職種連携の支援**を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付け。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において**在宅医療を担っている医療機関**の中から位置付けることを想定。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ②多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ③災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ④患者の家族等への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ⑤地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ⑥入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」 及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、各地域の実情に応じた連携主体となる市町村、又は地域医師会、保健所、医療機関等を、在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付ける。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ②在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ③在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ④災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ②地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと
- ③質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ⑤在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

